

「資源管理基本方針の一部を改正する告示案」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

※今回の告示案と直接関係がない御意見等については、掲載しておりません。

御意見	御意見に対する考え方
変更事項 1 : 「別紙 2 - 16 まさば及びごまさば対馬暖流系群」における漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る規定の追加	
「獲れなかったから 繰り越しで 多く獲れるようにする」など、対象魚介を絶滅させるのが 目に見えているのではないか、反対する。	漁業法に基づく資源管理は、資源管理の目標を定め、原則として 10 年を超えない期間で当該目標を 50%以上の確率で上回る又は維持することとしています。この下で、漁獲可能量の未利用分の繰越し率の上限については、この範囲であれば許容可能であるとの研究機関のリスク評価に基づき定めています。